

丁第36号議

自 平成十八年九月十五日
至 平成十八年十月十七日

決算特別委員会会議録

世田谷区議会

副本

十八年成平決算特別委員會會議

錄 第二號

決算特別委員会会議

日 時 平成十八年十月三日（火曜日）
場 所 大会議室
出席委員（四十六名）

委員長
副委員長
副委員長

増長谷高佐岩市板飯山平原畠新鈴新下宍小上大五赤中栗川
田川 橋藤本川井塚内山田山田木川山戸畠島場畠沢里林上
信義逸昭弘澈康 和 八正晋勝昌勝芳教敏よしもり康孝雅光の和
之樹子彦人昌憲斎道彰郎幸一己ニ二二男男雄宣司彦夫子彦

出席事務局職員
出席說明員
議事担当係長

四根山平熊 渡 青上木下里岸富田小大吉山羽西竹すが 桜稻あ
 元岸田谷本 部 空川下条吉 永中泉庭田木田崎村や 井井垣べ
 秀道真貴憲哲 弘 あ泰忠ゆ武早優たま子 正恵圭光津やす 征純まさよし
 夫孝明之 行 こうじ や之雄み志苗子 明子二子絵夫子也

みどりとみす

井伊和子

教育長 担當部 土木事業部 交通政策部 道路整備部
長 哲井田正文 長山口浩三 長春日敏男 長板垣正幸

○川上委員長 本日から、当委員会に付託されております平成十七年度決算認定五件の審査を行うわけであります。さきに決定しております運営方針及び審査日程等に基づき委員会を運営してまいりますので、委員並びに理事者の皆様のご協力のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

決算状況の内容につきましては、本日以降、本決算特別委員会におきまして、「説明させていただきますが、委員の皆様からいたただく」意見や、「指摘を踏まえ、今後の区政運営を行つてまいりたい」と考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、「あいさつ」といたします。よろしくお願ひします。

監查事務局	選舉委員會事務局	教育委員會事務局
監查事務局	選舉委員會事務局	教育委員會事務局
局長	局長	局長
須田成子	宮崎俊和	高水都紀子
		山村博

本日の会議に付した事件

認定第一号 平成十七年度世田谷区一般会計歳入歳出

忍定第一二

認定第一号　立成一十五年九月廿日得因業會計歲入歲出決算認定

認定第三号 平成十七年度世田谷区老人保健医療会

卷之三

認定第四号 平成十七年度世田谷
計費入歳出決算認定

認定第五号
平成十七年度世田谷区中学校給食費会

(總括說明、總括質疑)

午前十時開議

○川上委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

え、行財政改善による歳出削減の効果などにより、財政指標でも経常収支比率を改善するなど、健全な財政運営に努めてまいりました。

しかしながら、十九年度以降は、個人住民税所得割の比例税率化に伴う都区の税率変更の影響により、特別区民税の減少が見込まれております。さらには、都区の役割分担に基づく財源配分の課題などが依然未解決であるなど、大きな課題が残されております。区といたしましては、引き続き行財政改善に取り組むとともに、区の財政自主権の確立に向けて、都区財政調整制度の改革の働きかけを行うとともに、自主財源の確保など健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考え

ご審議のほどお願い申し上げます。
平成十七年度におきましては、緩やかな景気回復を背景といたしまして、特別区税や特別区交付金などが前年度に比べ増額となりました。この歳入の増加に加え、行財政改善による歳出削減の効果などにより、財政指標でも経常収支比率を改善するなど、健全な財政運営に努めてまいりました。

○石濱政策経営部長 それでは、平成十七年度世田谷区各会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元の「世田谷区各会計主要施策の成果」に沿いまして、「説明を申し上げます。

まず、一ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、平成十七年度の財政運営の概要についてご説明申し上げます。

平成十七年度の我が国の経済状況は、物価が依然としてデフレ状況にあるものの、民間需要を中心緩やかな景気回復が続き、実質成長率は二・二%、名目成長率は一・九%となりました。こうした経済状況の中、世田谷区は、平成十七年度を初年度とする世田谷区行政經營改革計画と世田谷区実施計画のもと、区民の生命と財産を守ることを最優先に、区民が安心して住み続けられる世田谷の実現に取り組んでまいりました。

平成十七年度の一般会計の当初予算は、対前年度比八・九%の減となる二千八十七億一千四百万円を計上しましたが、その後、衆議院解散による衆議院議員選挙執行経費や学校の安全対策、集中豪雨対策、耐震化装マンションなどの緊急に取り組むべき課題の対応などのため四次にわたる補正を行い、最終予算額は二千五百三十三億九千三百万円となりました。

それでは、一般会計の決算についてご説明申し上げ

象地云々、今ご答弁をいただいたわけですけれども、少し具体的な話をさせていただきたいと思います。

それは下北沢についてであります。下北沢の都市計画道路補助五・四号線及び駅前交通広場については、現在事業認可申請が東京都に提出されてゐるところで、

事業認可待ちということになります。いずれ事業認可されると思いますので、そうしますといよいよ事業に着手されることになり、地元では早期に整備してほしいと期待されている方がたくさんいらっしゃいますので、この辺をぜひ一生懸命努力していくいただきたいと思います。

そういう状況の中で、いまだに補助五四号線の道路整備について意図的な批判をされておりますし、また、特に二十六メートルという幅員の数字だけを取り上げて、その整備方法について聞く耳を持つておられない状況もあるようです。例えば、さきの一般質問で、高架形式で二十六メートルの幅員を、補助五四号線の標準断面である十五メートルになぜ変更しなかつたのかという質問が出ておりました。それに対して道路整備部長の方から、下北沢の特性を考慮して、快適性、回遊性のある歩行者空間を確保するために二十六メートルの幅員をそのまま確保したという答弁を伺つております。

そこでお伺いしますが、これまで何度もお答えされていると思いますが、いま一度、二十六メートルの幅員構成がどのようになるのか、お答えをお願いします。

そして、質問にあつた十五メートルにもし変更した場合の断面構成はどうなるのか、あわせてご答弁をお願いいたします。

ございまして、したがいまして、幅員が二十六メートルでも十五メートルでも、車道としては九メートルの幅員が必要となつております。全体の断面構成としては、幅員が二十六メートルの場合ですが、その際には、車道九メートルの両側に歩道の幅員が片側で八メートル、両側で合計十七メートルの歩道を整備する計画としてござります。

一方、幅員が十五メートルの場合のお尋ねがございましたが、この場合でも車道は最低九メートルが必要でございますので、車道九メートルの両側に、歩道としては三メートルずつしか確保できないという状況になつてしまります。

（昌平橋）昌平橋は、車道の二車線九メートルは、ある意味、最低必要な幅員とのみの整備ということで、お答えによると、十五メートルもしくは二十六メートルの幅員であっても、この車道の二車線、九メートルは変わらないと。この車道の二車線九メートルは、十五メートルに対して歩道が三メートルのもので、お答えによると、十五メートルもしくは二十六メートルの幅員であっても、この車道の二車線九メートルは、ある意味、最低必要な幅員とお考えでしようか。

○橋場道路監修官長 車道はござましても、道路構造令といいまして、いわば道路をつくる際の技術的基準を示した規定がありますけれども、その道路構造令の規定に基づきまして、片側で車線幅が一車線三メートル、それに停車帯としまして最低一・五メートルが必要となつてまいりまして、合わせて四・五メートル。したがいまして、二車線では合計九メートルが最低必要になつてくるということござります。

○畠山委員 わかりました。そうしますと、十五メートルでも二十六メートルでも車道の幅員は変わらない。どこが変わってくるか。そうすると、おのずと歩道の幅員が十五メートルの場合は片側三メートル、二十六メートルの場合は片側八・五メートルになるわけですが、したがつて、歩道が三倍近く幅員をとれるという

ことはもう事実なわけですから、反対されている方たちの中にも、下北沢は歩行者主体性の、回遊性のある町だから、それを壊すなというお話がありますが、この八・五メートルの歩道をどうして評価できないのかなど私自身は不思議でたまらないわけであります。歩道を十分に確保する、この補助五四号線の整備が、私は下北沢のまちづくりに、防災上も、防犯上も、そして産業振興上も大きく貢献することは間違いないと感じております。

そこでお伺いしますが、この片側八・五メートル、両側では十七メートルにもなる広い歩道について、どのように下北沢のまちづくりに活用されていくのか、ご答弁をお願いいたします。

○板垣道路整備部長　歩道の活用につきましては、まず、快適な歩行空間としての整備に加えまして、先ほどもございました下北沢の特性等も考慮しまして、歩行者の回遊性の向上、さらに地域の防災性の向上や緑の確保、また町のシンボル空間としての整備、あるいは荷さばき施設の設置等によりまして、地域に大きく貢献させるような整備をしていきたいと考えております。

具体的には、八・五メートルの歩道の中には、地域に不足しております緑を確保するための植樹帯ですが、自転車も大変多うございますので自転車道の整備ですとか、あるいは荷さばきスペース等を整備してまいります。また、一部膨らんだサークル部がございますけれども、「こ」につきましても下北沢駅周辺のまちづくりに貢献するようなシンボル空間としての整備や、地震など災害時に活用できるような整備を、ぜひ地元要望なども踏まえまして検討してまいりたいと考えて

○畠山委員 ぜひ下北沢のこの補助五四号線がシンボ
ります。

ルロードということで、防災性の向上、安全安心のまちづくり——道路づくりが人づくりをするのではなくて、人づくりに大きく寄与するのがこのまちづくり、そして道路づくりありますので、その辺をしつかりと踏まえて取り組んでいたくことをお願い申し上げます。

道路づくりに統いて、今度はまちづくりのあり方にについて伺つていただきたいと思います。

最近のまちづくりの事業で大変気になりますのが、区と住民、または住民同士の対立が残念ながら非常に多いということで、特に、昨年の梅ヶ丘駅の北口広場の整備事業ですとか、今も取り上げましたけれども、下北沢の駅周辺地区においても、いろいろな行き過ぎた運動とも受け取りかねないものもありまして、裁判にも発展してしまっているケースもあることは、私自身疑問を禁じ得ません。

では、果たしてまちづくりはだれのためなのか、だれのためにこのことを行つているのかという原点に戻ったときに、私は、何よりそこの地域に暮らす人々が主体となつて取り組むことが基本であつて、根本であると考へております。議会で予算承認されたことと、条例に基づくこと、いわば決定の原則と申しますとか、合意のもとで決まつたことは守られ、尊重されなければならないと思ひます。

そこで伺いますが、区が進めるまちづくりの基本原

則とは何なのか。特に下北沢駅周辺地区のまちづくりを踏まえて、再確認の観点からお聞かせいただきたいと思います。

○安水生活拠点整備担当部長 区が進めます町の基本原則、特に下北沢のまちづくりを踏まえてということの質問をいただきました。

区は、昭和五十七年に区民のまちづくりに参加する

権利と責任を基本理念とした世田谷区街づくり条例を制定いたしまして、さまざまな地区で区民主体のまちづくりを進めております。昭和六十年に、都市づくり、まちづくりにおける総合の方針といたしまして都市整備方針を策定し、平成七年には地域整備方針を定め、地区まちづくりを進めるに当たりまして、区民及び事業者等との連携のもとに進めていくことを規定しております。

下北沢のまちづくりについてでございますが、住民の発意、提案等によりまして、安全安心のまちづくり、歩行者主体のまちづくり、地域が一体となるまちづくりの基本方針を明らかにいたしまして、区は昭和五十九年以降、二十年以上の長きにわたりまして、現在まで百二十回を超える下北沢まちづくり懇談会等の継続的な意見交換などの活動を積み重ね、現在、地区計画案として結実を迎えるとしております。

なお、地区計画案の意見書提出は先月二十九日で終了いたしまして、現在、意見書の取りまとめ作業を進めております。区といたしましては、十月十八日の都市計画審議会への諮問を行う予定であります。

いずれにいたしましても、区といたしましては、連続立体交差事業等の進捗におけることなく、下北沢のまちづくりの諸課題解決のため、その実現を図つていく考えでござります。

○畠山委員 わかりました。

それとは別に、代表者の方々からは、意見書の書き方がわからないので教えてほしい、何か参考になるようなものをもらいたいというご依頼が事前にありますて、代表者の方に意見書の書き方など、例示的なメモをお渡しいたしました。窓口や電話の問い合わせ等の際も、区といたしましては、ふなれな方に対しましては丁寧な説明を心がけておりまして、今回の代表の方からのお求めへの対応につきましても、その一環であると認識しております。

○畠山委員 今のご回答弁からいきますと、意見書の書き方がわからない、教えてほしいから何か参考にする

方々の熱願を察すればスケジュールの猶予はありませんし、一日千秋の思いでありますし、私もこのことの推進をしつかりお願ひしたいと思つております。ところで、具体的なお尋ねをここで一点させていただいたいと思います。

最近、区が先月行った地区計画案に対する意見書集約の過程で、何か行政介入があつた、誘導だったとか、無効にすべきだと、こういった問題視する発言を耳にしておりますが、まちづくりをおくらせるわけにはいきませんので、この機会に、これも再確認なんですが、地区計画案の意見書集約過程の事実関係、この辺はどうだったのでしょうか、お聞かせください。

○安水生活拠点整備担当部長 地区計画案の意見書集

約過程の事実関係と、いわば質問にお答えいたします。

区は、地元町会や商店街等からの要請に応じまして、九月初旬ころに、これまでの経過や地区計画案について意見交換をする機会がありました九団体にお邪魔しましたが、参考者のために、地区計画案が掲載されております街づくり通信等をお持ちして配付させていただきました。意見交換をさせていただきました。

それとは別に、代表者の方々からは、意見書の書き方がわからないので教えてほしい、何か参考になるようなものをもらいたいというご依頼が事前にありますて、代表者の方に意見書の書き方など、例示的なメモをお渡しいたしました。窓口や電話の問い合わせ等の際も、区といたしましては、ふなれな方に対しましては丁寧な説明を心がけておりまして、今回の代表の方からのお求めへの対応につきましても、その一環であると認識しております。

○畠山委員 今のご回答弁からいきますと、意見書の書き方がわからない、教えてほしいから何か参考にする

ものということで、ある意味、地元の方の不安、どうしていいのかわからないという声に対しても答えるのは、

私自身は、説明するのも当たり前ですし、そのことに答えるのも当然当たり前のことだと思いますし、その延長線上に行われたものと判断します。

むしろ不可解なのは、いろんな団体が不特定多数にアクセスをさせて、逆に反対のフォーマットを投稿さ

せて、クリック一つで一たん返信させて区内にまとめて送るような手法をとっている、いわゆる代行業といつたのも耳にします。こういうこともいささかどうなかな。この辺は、こういった代行業を私自身は少し疑問視をします。皆さんとしましたら、ぜひ冷静にそのことを判断して、自信を持って強力に、早期にこの下北沢駅地区のまちづくりの実現を図ってもらおう」とを要望いたしまして、次の質問に移らせていただき

ます。それでは次に、今度は区の未活用の用地の有効活用について伺つてまいりたいと思います。

国や地方を通じた厳しい財政状況の中にありまして、しっかりととした公共サービスを提供するために、区がみずからさまざまな改革に取り組んでいくという流れの中には、区が保有する財産を適正に管理して、かつ有効に活用することも、決してこの改革の例外ではないと思います。たとえ小さな改革であつても、それらが集まれば非常に効果的なものになつてくるものであります。

また、この間、国、東京都でも、債務の圧縮ですか財源確保を図るために、独自の未活用の財産の売却などの促進に取り組んでいることは、皆様ご承知のことだと思います。

そこで伺うんですが、現在、世田谷区が保有する公有の財産、特に区有地の管理状況はどのようになつて

いるのか、概略的な形で結構ですので、わかりやすくご答弁を願います。

○阿部財務部長 景気に明るさが見えたと言われておりますけれども、まだまだ大幅な税収の伸びが期待できる状況にはない中で、貴重な財源を使って取得した公有財産を有効活用することは大変重要な課題であると思つております。

区有地の管理状況ですが、道路等を除いた区内の区有地で申し上げますと、行政財産として管理しているものが約八百カ所弱、普通財産として管理しているものが約二百カ所強、合計で約一千カ所余りとなつております。

これらの土地は、事業目的に沿いまして、それぞれの財産所管部が施設の維持管理とともに管理を行つておりますが、事業の性質上、更地の状態で管理しているまちづくり用地ですか道路代替地につきましても不法投棄の防止や除草などを行いまして、適正な管理に努めているところでございます。

○畠山委員 管理状況については、ただいまの答弁でわかりましたけれども、これらの区有地も、いわば貴重な財源を投入して購入したものなわけですから、我が党は、これまでもこういった未活用の用地をもつと有効に使えないかと提案してまいりました。区もそれなりに検討されて、昨年はたしか二カ所の未活用地を入札で売却したとも聞いています。

でも、もつともつと有効活用ができるのではないかと考えられます。確かに、売却する相手もいろいろいることだし、簡単にはいかないと思いますが、区は今後、どの程度の未活用の用地を活用していくおつもりなのか、ご答弁をお願いいたします。

区の方針を定めました世田谷区公有財産有効活用指針を議会にお諮りしながら策定しまして、本年四月に施行したところです。この指針に沿いまして、有効活用を図るべき土地等の全般的な有効活用の調査を行いまして、土地バンク運営委員会での検討を経た後、区長の判断によりまして、利用計画や売り払い、公募による貸し付けの予定地を決定したものです。

この中で売り払い予定地としたものが、狭小ですか不整形の土地も含めまして十三件、建物が二件、公募による貸付予定地としたものが、事業化まで期間があるまちづくり用地ですか道路代替地など十八件となつております。

現在、利用計画や売り払い及び公募による貸し付けの予定地につきまして、財産管理所管課や事業所管課と調整しているところでございます。今後、売り払い予定地につきましては、年明けに「区のおしらせ」、ホームページなどで周知を図り、入札による売り払いを予定しております。

○畠山委員 この十八カ所もの未活用地があるのですたら、区民からの要望もあるさまざまな暫定的な活用、例えばコインパーキング等とか、あるいは有償で貸し出して、むしろ積極的に賃料収入を区としても得るような努力が必要であると思っていますが、いかがでしょうか。

○阿部財務部長 公募による貸付予定地につきましては、現在、財産所管課とともに、貸し付けの内容ですか方法などを検討しているところですが、指針に沿いまして有償貸し付けを行い、賃料収入を得ることを基本としております。

貸し付けに際しましては、事業化までの限られた期間内の暫定利用という制約の中で、ある程度の収入が見込め、区が必要とする際に容易に原状回復できるこ

○川上委員長 以上をもちまして本日の質疑はすべて終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後五時五十一分散会

決算特別委員会

年長委員 平山八郎

委員長 川上和彦